

発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価等の
項目等を定める省令の一部を改正する省令案についての意見
書

2015年（平成27年）5月15日
日本弁護士連合会

意見の趣旨

- 1 原子力発電所の設置又は変更に当たっては、原子力発電所の「事業活動時の」放射性物質による汚染の問題についても計画段階配慮及び環境影響評価の項目とすべきである。また、その内容として、「立地としての適切性」「事故対策・事故時の避難対策など」も対象とすべきである。
- 2 一般国民の手続参加を妨げることのないよう、省令案を示し、十分な周知を行い、相当な意見募集期間を設定した上で、再度パブリックコメントを実施すべきである。

意見の理由

当連合会は、1996年10月に意見書「環境影響評価法の制定に向けて」を発表し、その中で、環境に影響を及ぼすおそれのある行為については、網羅的に対象とすべきであるとした。実際、発電所に関する省令は、大規模水力発電所・火力発電所等について、工事中及び事業活動時の環境に影響を及ぼす可能性のある全ての項目を、計画段階配慮及び環境影響評価（両者を一括して、以下「環境アセスメント」という。）の対象としている。他方、原子力発電所については、従来、放射性物質による汚染が環境法制の対象外とされてきた関係から、放射性物質による汚染の問題が環境影響評価の項目とされてこなかった。

2013年の法改正により放射性物質による汚染も環境アセスメントの対象とされた以上、原子力発電所についても、工事中及び事業活動時の放射性物質による汚染・環境影響に関する環境アセスメントを実施するように、主務省令が改正されることは当然である。

しかるに、今回、経済産業省が2015年4月17日に公示した省令案（概要）は、発電所の「工事中」の環境影響についての環境影響評価項目に放射性物質に係る環境影響を追加する（放射性物質が相当程度拡散・流出する場合に限る。）のみであり、原子力発電所の「事業活動時の」放射性物質による影響について、環境影響評価の項目としない内容となっている。

そうすると、本省令案は、原子力発電所の設置又は変更に当たっては、「事業活動時の」放射性物質による汚染の問題について、環境アセスメントを実施しないとするものであり、重大な欠陥があるといわざるを得ない。

しかも、福島第一原発事故が発生し、原子力規制の問題点が判明した以上、原子力発電所の事業活動時の環境影響を考慮するに当たっては、「立地としての適切性」「事故対策・事故時の避難対策など」も考慮すべきである（2014年6月20日付け当連合会「新規制基準における原子力発電所の設置許可（設置変更許可）要件に関する意見書」）。

その上、本パブリックコメントは、手続面において、主務省令案の案文を省略し、また、本省令案の問題の所在が不明確である上、連休を挟んでいるにもかかわらず募集期間が30日間と短期であり、一般国民の手続参加を妨げる致命的な欠陥がある。手続上の問題点を解消して再度パブリックコメントを実施すべきである。